

通所型サービス(指定事業者によるサービス)サービス単価

(1) サービス単価①

※令和6年度介護報酬改定を踏まえた変更

サービス種別	介護予防通所介護相当サービス	ミニデイサービス
サービス内容	日常生活上の支援及び機能訓練 (旧介護予防通所介護と同内容のサービス)	半日程度(原則3時間から5時間) の機能訓練 ※入浴、食事は本サービスに含まれない。実施する場合は、利用者と事業者の契約等によりオプションとして実施
単価設定の単位	1月あたり	1回あたり
単位数	①要支援1・事業対象者(週1回程度) 1,798単位 ②要支援2・事業対象者(週2回程度) 3,621単位	353単位 ①要支援1・事業対象者(週1回) (月5回まで) ②要支援2・事業対象者(週2回) (月10回まで)
地域単価	1単位=10.14円	
自己負担	1割~3割	
支給限度額管理	有り	

(2) サービス単価②

サービスの種別	介護予防通所介護相当サービス	ミニデイサービス
生活機能向上グループ活動加算	100単位/月	
運動器機能向上加算	225単位/月	
栄養アセスメント加算	50単位/月	
栄養改善加算	150単位/月	
口腔機能向上加算(I)	150単位/月	
口腔機能向上加算(II)	160単位/月	
選択的サービス複数実施加算	運動・栄養・口腔のうち 2つ実施-480単位/月 3つ実施-700単位/月	加算なし
一体的サービス提供加算	480単位/月	加算なし
事業所評価加算	120単位/月	加算なし
サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I) 要支援1・事業対象者(週1回程度) 88単位/月 要支援2・事業対象者(週2回程度) 176単位/月	加算なし
	(1)サービス提供体制強化加算(II) 要支援1・事業対象者(週1回程度) 72単位/月 要支援2・事業対象者(週2回程度) 144単位/月	加算なし
	(1)サービス提供体制強化加算(III) 要支援1・事業対象者(週1回程度) 24単位/月 要支援2・事業対象者(週2回程度) 48単位/月	加算なし
生活機能向上連携加算(I)	100単位/月	
生活機能向上連携加算(II)	200単位/月	
	100単位/月(運動機能向上加算を算定している場合)	
口腔・栄養スクリーニング加算(I)	20単位(6月に1回を限度)	
口腔・栄養スクリーニング加算(II)	5単位(6月に1回を限度)	
科学的介護推進体制加算	40単位/月	
介護職員処遇改善加算 (令和6年5月31日まで)	①介護職員処遇改善加算(I)(1月につき +所定単位×59/1000)	
	②介護職員処遇改善加算(II)(1月につき +所定単位×43/1000)	
	③介護職員処遇改善加算(III)(1月につき +所定単位×23/1000)	
介護職員等特定処遇改善加算 (令和6年5月31日まで)	介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×12/1000)	加算なし
	介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×10/1000)	
介護職員等ベースアップ等支援加算 (令和6年5月31日まで)	(1月につき +所定単位×11/1000)	
介護職員等処遇改善加算 (R6.6.1から取得可能) ※介護職員等処遇改善加算(V)については、R6.6.1からR7.3.31まで算定可能	介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×92/1000)	加算なし
	介護職員等処遇改善加算(II)(1月につき +所定単位×90/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(III)(1月につき +所定単位×80/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(IV)(1月につき +所定単位×64/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×81/1000)	加算なし
	介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×76/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(V)(3)(1月につき +所定単位×79/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(V)(4)(1月につき +所定単位×74/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×65/1000)	加算なし
	介護職員等処遇改善加算(V)(6)(1月につき +所定単位×63/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×56/1000)	加算なし
	介護職員等処遇改善加算(V)(8)(1月につき +所定単位×69/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(V)(9)(1月につき +所定単位×54/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×45/1000)	加算なし
介護職員等処遇改善加算(V)(11)(1月につき +所定単位×53/1000)		
介護職員等処遇改善加算(V)(12)(1月につき +所定単位×43/1000)		
介護職員等処遇改善加算(V)(13)(1月につき +所定単位×44/1000)		
介護職員等処遇改善加算(V)(14)(1月につき +所定単位×33/1000)		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%	5%
若年性認知症利用者受入加算	240単位/月	加算なし
利用者の数が利用定員を超える場合	×70%	×70%
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	×70%	介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70%
事業所と同一建物に居住する者等	事業対象者・要支援1(週1回程度) ▲376単位/月 事業対象者・要支援2(週2回程度) ▲752単位/月	▲87単位/回
事業継続計画未策定の場合		-1% ※感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合はR7.3.31までの間は適用しない。
高齢者虐待防止措置未実施の場合		-1%
事業所が送迎を行わない場合	▲47単位(片道につき)	▲43単位(片道につき)

◎加算・減算の要件については、現行の通所介護に準じる。